

養育費の取決めや履行確保を支援します

公正証書の作成、裁判所での調停など「養育費の取決め」や、養育費保証契約の締結、強制執行など「養育費の履行確保」を以下のメニューで支援します。

1. 給付金 公正証書の作成費用や養育費保証契約の締結費用などを支援します。



- ①公正証書等作成費用 [上限3万円]
 - ・公正証書（強制執行認諾条項付きのもの）、調停調書、確定判決、和解調書などの「債務名義」の作成に要した費用を給付します。
- ②養育費保証契約締結費用 [上限5万円]
 - ・養育費保証会社との契約（1年以上）に要した費用を給付します。（契約1年目に係る費用に限る。）
- ③強制執行費用 [上限3万円]
 - ・養育費の強制執行の申立て等に要した費用を給付します。

所得制限 児童扶養手当を受給されている方、もしくは同等の所得水準にある方

申請先 有田市こども課(0737-22-3529)

2. 弁護士相談 弁護士が無料で相談に応じます。



- 和歌山弁護士会の推薦を受けた弁護士が、公正証書の作成時や裁判所での調停時、相手が支払いに応じない場合など、養育費に関する相談に無料で応じます（代理人としての行為は行いません）。

※ 離婚を検討中の方も御利用いただけます

申請先 有田振興局健康福祉部(0737-64-1291)

3. 同行支援 公証役場や家庭裁判所などへ支援員が同行します。



- 公正証書の作成に公証役場へ行く際や、調停などの手続きに裁判所へ行く際、心細い方には支援員が同行します。
- 支援員は話し合いの記録や必要な声掛けにより支援します。法的な助言は行いません。また、同行の際に知り得た秘密は厳守します。
- この同行支援は、県が委託する和歌山県母子寡婦福祉連合会が行います。

※ 離婚を検討中の方も御利用いただけます

所得制限 児童扶養手当を受給されている方、もしくは同等の所得水準にある方

申請先 有田市こども課(0737-22-3529)

御不明な点があれば、各支援メニューの申請先もしくは下記へお問い合わせください。

和歌山県 福祉保健部 福祉保健政策局 子ども未来課 家庭福祉班 養育費確保支援担当

TEL:073-441-2493 FAX:073-441-2491